

# 特別養護老人ホーム薬師の園利用料金表

令和4年4月～  
単位:円

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が3割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,479	2,843	1,600	2,300	6,743	209,033
要介護4	10,270	3,081	1,600	2,300	6,981	216,411
要介護5	11,030	3,309	1,600	2,300	7,209	223,479

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が2割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,479	1,896	1,600	2,300	5,796	179,676
要介護4	10,270	2,054	1,600	2,300	5,954	184,574
要介護5	11,030	2,206	1,600	2,300	6,106	189,286

利用者負担第4段階または第5段階で、本人負担割合が1割の方

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料	
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)
要介護3	9,479	948	1,600	2,300	4,848	150,288
要介護4	10,270	1,027	1,600	2,300	4,927	152,737
要介護5	11,030	1,103	1,600	2,300	5,003	155,093

利用者負担第3段階②

～公的年金の収入と所得の合計が年額120万円を超える方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が 適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,479	948	1,360	1,310	3,618	112,158	84,119
要介護4	10,270	1,027	1,360	1,310	3,697	114,607	85,955
要介護5	11,030	1,103	1,360	1,310	3,773	116,963	87,722

利用者負担第3段階①

～公的年金の収入と所得の合計が年額80万円超120万円以下の方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が 適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,479	948	650	1,310	2,908	90,148	67,611
要介護4	10,270	1,027	650	1,310	2,987	92,597	69,448
要介護5	11,030	1,103	650	1,310	3,063	94,953	71,215

利用者負担第2段階

～公的年金の収入と所得の合計が年額80万円以下の方～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減が 適用された場合 ※1)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,479	948	390	820	2,158	66,898	50,174
要介護4	10,270	1,027	390	820	2,237	69,347	52,010
要介護5	11,030	1,103	390	820	2,313	71,703	53,777

利用者負担第1段階

～生活保護受給の方など～

	介護サービス費		実費(一日あたり)		利用料		参考(社福軽減等 適用後 ※1、※2)
	全額 (一日あたり)	そのうち 本人負担額	食費	居住費	一日当たり	一か月あたり (31日間で計算)	
要介護3	9,479	948	300	820	2,068	64,108	個々の適用条件
要介護4	10,270	1,027	300	820	2,147	66,557	により負担額が異
要介護5	11,030	1,103	300	820	2,223	68,913	なります

※1:社福軽減とは、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度のことで、介護サービス費の本人負担額、食費、居住費の概ね25%が軽減されます(個々の軽減適用条件により差異が生じることもあります)

※2:利用者負担第1段階で生活保護受給者の方は、介護扶助と社福軽減等により本人負担額が原則的にはなくなります

上記の料金は、夜勤職員配置加算Ⅱイ(一日当たり27単位)、サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(一日あたり6単位)、看護体制加算(Ⅰ)イ(一日あたり6単位)、口腔衛生管理加算(Ⅰ)(一ヶ月当たり90単位)、介護職員処遇改善加算(算定単位数に8.3%を加算)、特定処遇加算(算定単位数に2.3%を加算)を含んだ金額です  
別途、貴重品管理料(一ヶ月当たり1,000円)が全ての利用者様にかかります

医療費、理美容代、日用品、行事参加費、教養娯楽費等は別途実費負担となります

初回のみ安全対策体制加算20単位を別途加算します